

準組合員規約

(目的)

第1条 この規約は、本組合が設置する準組合員制度の運営等について必要な事項を定め、もって準組合員の本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

第2条 準組合員は、定款第8条及び本組合規約第23条に規定する資格を満たす事業者とし、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者であり、かつ、組合員以外の者であること。

(加入)

第3条 準組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、加入するものとする。

2 前項の諾否は、理事会において決する。

3 理事会で承認された加入申込者は、3年間は準組合員として取り扱う。

(会費)

第4条 準組合員は、会費として月額2,000円を納めるものとし、出資金はなしとする。

(脱退)

第5条 準組合員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に届出て脱退するものとする。

2 準組合員として加入し、3年を経過したものについては、組合員として加入申込みするか、若しくは資格喪失により脱退するかを選択しなければならない。

3 組合員になることを希望する者は、本組合の承諾を得て、加入するものとする。

4 前項の諾否は、理事会において決する。

(出資金の納入)

第6条 前条第4項において組合員として加入申込みをし、理事会で承認された者は、直ちに組合出資金を納入することにより組合員としての資格を取得する。

(除名)

第7条 本組合は、次の各号の一に該当する準組合員を理事会の決議により除名することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとした準組合員
- (2) 会費の納入を怠った準組合員
- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした準組合員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした準組合員

(その他)

第8条 準組合員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

付則

この規約は、平成31年3月27日から施行し、令和元年6月1日から適用する。

各種サービス一覧

瀬戸蔵セラミックプラザとして

1. 瀬戸蔵セラミックプラザでの販売
2. 瀬戸蔵セラミックプラザが企画する催事・イベントへの参加
3. BOXギャラリーの優先的利用

流通事業として

4. 瀬戸焼オリジナル手提げ紙袋、ビニール袋、包装紙等の使用
5. インターネット通販サイト（楽天市場）への出店
6. OEM・別注等受注の紹介・斡旋
7. 催事・イベントに合わせ開催される絵付け体験等の運営

新商品開発・販路開拓として

8. 愛陶工新春見本市への出展
9. 各種見本市・展示会への出展参加

技術振興事業として

10. 各種依頼測定試験の利用
11. 熱管理器具の修理・販売
12. 鉛・カドミウム溶出試験・安全マークの交付

生産振興事業として

13. 組合が主催する技術講習会、講演会、視察・見学会等への参加
14. 地域団体商標「瀬戸焼」並びに商標登録「セトノベルティ」の使用
15. 組合が発行する機関誌の送付
16. 組合が所有する参考図書・資料等の閲覧・貸出
17. 組合ホームページへの名簿掲載
18. せと陶祖まつり・せともの祭への出店参加
19. 愛陶工ギャラリーの利用・展示
20. 貸し窯情報の提供

その他

21. 貸駐車場・会議室等の利用
22. 産業廃棄物（陶磁器くず）の受入
23. 団体契約によるPL保険への加入